

No. 36

制 度 名	妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費支援補助金	主管課名	少 子 化 対 策 課 ・ 母子保健 G												
		問合せ先	029-301-3257												
目的・趣旨	遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、移動に係る交通費等を助成することにより、妊婦の経済的負担の軽減を図る。														
〔対象団体〕 市町村 〔対象事業〕 遠方の分娩施設で出産する必要がある妊婦に対して、移動に係る交通費等の助成。 〔補助要件等〕 ・ 住所地から最も近い分娩取扱施設まで概ね 60 分以上の移動時間を要する妊婦。 ・ 医学的な理由により、周産期母子医療センターで分娩する必要がある妊婦であって、住所地から最も近い周産期母子医療センターまで概ね 60 分以上の移動時間を要する妊婦。 〔対象経費〕 妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費 〔補助限度額等〕 ① 交通費（往復分） 妊婦 1 人につき、タクシーにより移動した場合は実費額 に 0.8 を乗じて得た額、その他の移動手段により移動した場合は市町村の旅費規程に準じて算出した額（実費額を上限とする。）に 0.8 を乗じて得た額 ② 宿泊費 妊婦 1 人につき、実費額（市町村の旅費規程に準じて算出した額を上限とする。）から、1 泊当たり 2,000 円を控除した額 〔経費負担割合〕 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>国</th><th>県</th><th>市町村</th><th>その他</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>1 / 2</td><td>1 / 4</td><td>1 / 4</td><td></td></tr> </tbody> </table> 〔令和 7 年度当初予算額〕 2, 8 3 5 千円 〔令和 7 年度補助対象団体〕 令和 7 年 9 月頃決定予定 〔備考〕						区 分	国	県	市町村	その他		1 / 2	1 / 4	1 / 4	
区 分	国	県	市町村	その他											
	1 / 2	1 / 4	1 / 4												